

令和 7 年度第 1 回病院長候補者選考会議議事要旨

日 時：令和 7 年 1 0 月 1 5 日（水） 1 5：0 0～1 5：4 0

場 所：小会議室（滋賀医科大学管理棟 3 階）

出席者：遠山委員、松浦委員、漆谷委員、北川委員、小寺委員、稲垣委員、
畑下委員

欠席者：三木委員、谷委員

陪 席：岩瀬理事、熊木人事課長、海老井課長補佐、衣川人事係長

議題に先立ち遠山委員より、学長から指名（病院長候補者選考会議規程第 5 条第 1 項）され議長を務めることとなった旨、説明があった。

1. 病院長候補者選考会議委員の紹介について

遠山議長から資料 1 に基づき、委員の紹介があった。

2. 病院長候補者選考会議の業務について

遠山議長から、資料 2－1 に基づき滋賀医科大学医学部附属病院長候補者選考規程に規定している病院長候補者の要件や原則複数の病院長候補者を学長に推薦することについて説明があった。続いて資料 2－2 に基づき、病院長候補者選考会議の審議事項は、滋賀医科大学医学部附属病院長選考会議規程に規定している「病院長選考基準案の策定に関する事項」及び「病院長候補者の選考に関する事項」であるとの説明があった。

3. 病院長候補者選考スケジュール（案）について

遠山議長及び事務局から、資料 3 に基づき病院長候補者選考スケジュール（案）について説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

なお、次回以降の病院長候補者選考会議の開催日時について確認があり、本会議終了後に日程調整することとなった。

また、稲垣委員から、候補者の面接はオンラインで実施することは可能かとの質問があり、遠山議長から、候補者が対面で出席が困難な場合は、オン

ラインでの開催もやむを得ないと考えるが、一方で、本会議委員は対面で出席いただきたい旨の発言があり、面接の実施方法については、候補者の応募状況等を勘案し、改めて本会議で審議することとなった。

4. 病院長選考基準（案）について

遠山議長から、特定機能病院の管理者である病院長に対し、医療に係る安全管理義務の経験が重視されている旨、説明があった。

事務局から、医療法、医療法施行規則及び厚生労働省通知に則り選考する必要がある旨、説明があった。資料4－1に基づき医療法において規定されている特定機能病院の管理者要件について、また、資料4－2に基づき本学の病院長候補者選考方法の変遷について説明があった。

引き続き、遠山議長から資料4－4に基づき前回の病院長選考時の選考基準について、資料4－3に基づき選考基準案の説明があった。

これに対し漆谷委員から、病院経営について記載してはどうかという旨の発言があり、遠山議長から、資料5の所信調書の課題の中に「病院経営」に関する課題があることから、病院長選考基準には追記しないこととなった。

また、稲垣委員から、本院の医療安全管理委員会の構成員と人数について質問があり、北川委員から、医師、看護師、事務職員等による20名程の構成員であるとの回答があった。

さらに、稲垣委員から、病院長選考基準第2条「その他上記に準ずる業務」について質問があり、遠山議長から、候補者を広く募ることから、病院執行部である副病院長の経験も含めることについて学長に提案したいとの説明があった。

審議の結果、原案どおり承認され、役員会に附議されることとなった。

5. 所信調書の課題（様式4号）について

遠山議長から、滋賀医科大学医学部附属病院長候補者選考会議規程第6条第4項に規定する提出書類において、「病院長候補適任者所信調書（様式4号）」について全くの自由記載のみでは審査が困難であることから、前回同様の課題を定めることについて資料5に基づき説明があり、審議の結果、原案どお

り承認された。

6. 滋賀医科大学医学部附属病院長候補適任者推薦要項について

遠山議長から、資料6に基づき、11月25日付けで公表する推薦要項について説明があり、審議の結果、誤りがあった役職名を一部修正のうえ承認された。

なお、漆谷委員から、現病院長は病院長候補適任者を推薦できるか否かについて確認があり、遠山議長から、現病院長は本選考会議委員でも教授でもないため、病院長候補適任者の推薦は不可であるとの回答があった。

7. 病院長候補者選考会議委員の略歴の公表について

遠山議長から、資料7に基づき公表する委員名簿（略歴含む）について説明があり、原案どおり公表することが承認された。

以上